

事 務 連 絡
令和4年11月25日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「電子処方箋」の導入に向けた周知依頼について

日頃より、医薬行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、電子処方箋の仕組みの創設をその内容に含む「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第47号）が本年5月20日に公布され、令和5年1月の電子処方箋の運用開始に向け、準備を進めているところです。また、令和4年6月7日の「フォローアップ」（新しい資本主義実現本部決定・閣議決定）において、「2023年1月からの電子処方箋の運用開始に向けて、安全かつ正確な運用のための環境整備を行うとともに、2025年3月を目指してオンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関及び薬局での電子処方箋システムの導入を支援する。」とされたところです。

電子処方箋の導入は、医療機関・薬局において、処方箋を電子的に管理することにより形式的な不備を軽減できること、本人同意のもとで最新の処方・調剤された薬剤の情報の閲覧が可能となること、システムを用いた自動的な重複投薬や併用禁忌のチェックが可能となること等が実現され、患者の更なる健康増進にも繋がるものです。

医療の質の向上を進めるための中核としての役割を担う各病院において、電子処方箋が発行できる体制を積極的に整えていただくことは極めて重要と考えており、システム改修に係るシステム会社との相談、必要経費の見積もり、その後のシステム改修について準備を進めていただきたく存じます。ついて、別添1のリーフレットを貴会会員の皆様にご案内いただきますよう、お願い申し上げます。

また、電子処方箋システム導入のための既存システムの改修等の費用は医療提供体制設備整備交付金における補助の対象となります。詳細は、社会保険診療報酬支払基金の「医療機関等向けポータルサイト」でご確認ください。

なお、加えて、令和4年11月8日に閣議決定された令和4年度二次補正予算案が成立した場合、別添2のとおり、電子処方箋へ電子署名を行うためのHPKIの発行費用の一部を補助する予算が措置される見込みです。

【お問い合わせ先】

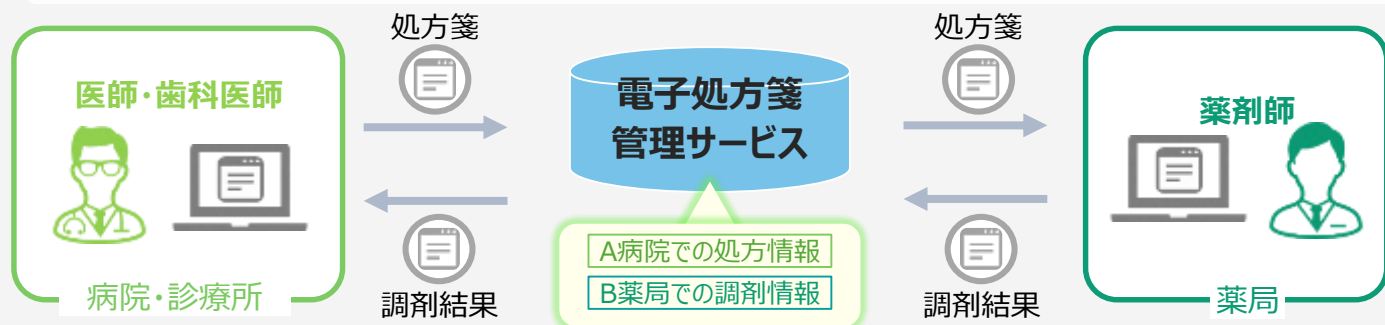
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
電子処方箋サービス推進室
E-mail: denshosuishin@mhlw.go.jp

電子処方箋導入準備開始のご依頼

令和5年1月以降、システム導入が済んだ施設から電子処方箋の発行が可能となります

電子処方箋を導入し、より良い医療の提供へ

オンライン資格確認等システムの基盤を活用し、
紙でやりとりしていた処方箋を、オンラインで運用する仕組みです。
医師・歯科医師が処方箋を「電子処方箋管理サービス」に送信し、
薬剤師がその処方箋を薬局のシステムに取り込み、お薬を調剤します。



患者の過去のお薬のデータに基づく、より正確で、安心・安全な医療サービスの提供へ

電子処方箋による主なメリット

- メリット 01 過去のお薬のデータが参照可能に！**
医師は、患者の同意の下、電子処方箋管理サービスに蓄積された過去3年間分のお薬を参照できるようになります。
- メリット 02 他医療機関・薬局のお薬との重複投薬等の確認が可能に！**
電子処方箋管理サービスにて、患者が過去一定期間に処方・調剤されたお薬から現在服用中のお薬を抽出の上、処方するお薬との重複投薬/併用禁忌をチェックし、医師はその結果を電子カルテシステム等で確認できるようになります。
- メリット 03 発行した処方箋に対する薬局での調剤結果が参照可能に！**
自院で発行した処方箋であれば、薬局で調剤された調剤結果を電子処方箋管理サービス経由で電子カルテシステム等に取り込み、確認できるようになります。

準備作業のステップ

電子処方箋の導入に向けた準備作業は以下の4ステップになります。電子署名を行うための準備（HPKIカードの発行申請等）、システム事業者（現在ご利用の電子カルテシステム等の事業者）との調整に期間を要するため、お早めに準備を開始してください。システム事業者にも令和4年度に導入したい旨をお伝えください。詳しくは、「電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き」をご確認ください。



準備作業の手引き
公開中



令和4年度中に
導入すると補助率
が高くなります！

もっと詳しく知りたい方は、厚生労働省主催の説明会動画をご確認ください！

令和4年10月17日（月）開催

「利用申請開始！はじめよう、電子処方箋～準備作業から利用方法を解説！～」

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=kfC568mSGZg>



保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業

医薬・生活衛生局総務課 (4213)

令和4年度補正予算要求額 22億円 (一) ※ () 内は前年度当初予算額

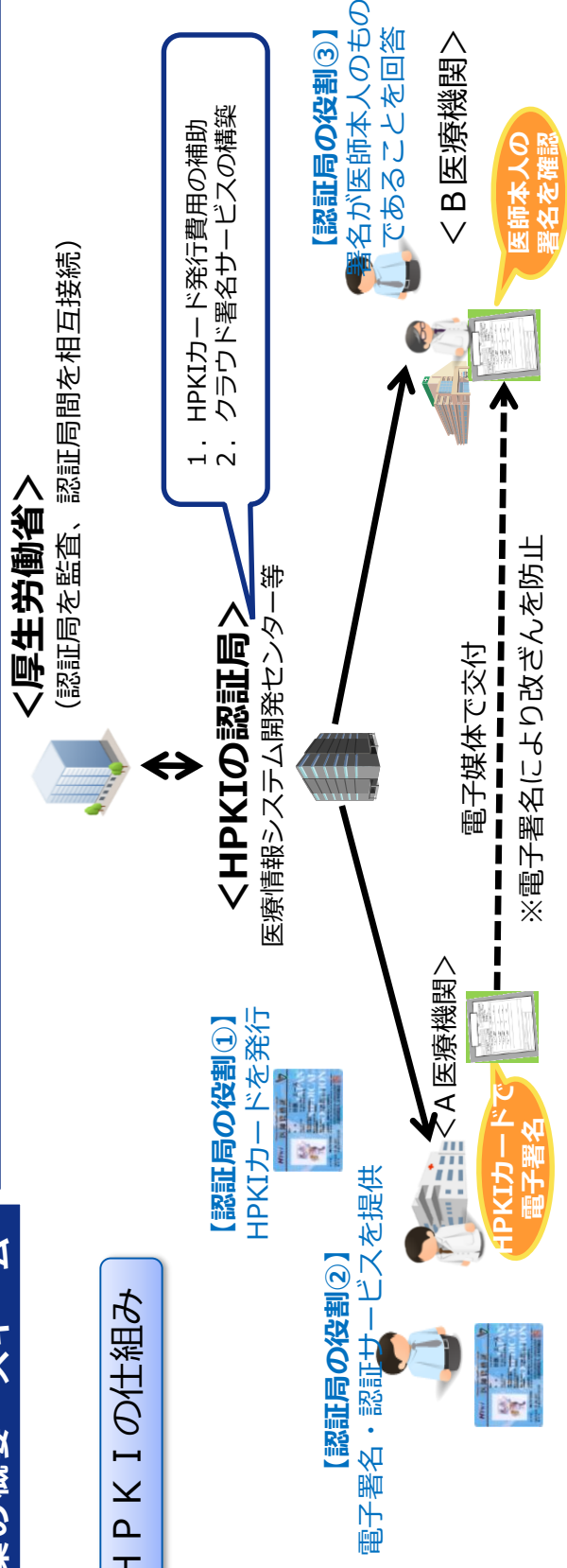
1 事業の目的

電子処方箋には、真正性を確保するために医師等の電子署名(*)を付すこととしているが、オンライン資格確認等システムが導入される医療機関の全ての常勤医師及び薬局の全ての薬剤師が、電子処方箋へ電子署名が行えるよう、電子署名の仕組みとして、現時点で利用可能であるHPKIカードの普及を図るためHPKIの認証局にHPKIカード発行費用を補助をする。また、HPKIカードの発行を前提に、カードの紛失や緊急に処方箋に署名が必要な場合といった万が一の事態に備えてカードレスでも電子署名することができるクラウド署名サービスの構築を行い、その利便性の向上を図る。

(※) 医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については、HPKI以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名 (電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの) であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス (マイナンバーカード) を用いた電子署名なども利用可能であるが、現時点で実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIカードのみとなっている。

2 事業の概要・スキーム

HPKIの仕組み



HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) とは、保健医療福祉分野の国家資格 (医師、歯科医師、薬剤師など) 保有情報を含んだICカードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組み。例えば、電子的診療情報提供書の作成者の医師資格の有無の検証が可能となるもの。